三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
五木村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成三年八月十九日農林水産省告示第千五十号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年八月二十日農林水産省告示第千五百十五号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年十一月十七日農林水産省告示第二千百八十一号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに浜田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道三笠市・十勝郡浦幌町・中川郡音威子府村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
浦幌町・音威子府村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）、三笠市
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、釧路町・三笠市（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに三笠市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大神川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　広島県呉市倉橋町一八七三三番地内電子基準点倉橋を基準点とし、次に掲げる土地に在する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五二度五四分五二秒一三〇一四・三九五メートルの地点　一号
標柱一号から一二二度一四分二三秒四四四・八三九メートルの地点　二号
標柱二号から一六〇度二九分〇一秒五二一・一二〇メートルの地点　三号
標柱三号から一二〇度〇五分四九秒一二一・一八八メートルの地点　四号
標柱四号から一八三度三五分二八秒三六一・二五八メートルの地点　五号
標柱五号から二二四度〇三分四二秒一六一・四五〇メートルの地点　六号
標柱六号から二三五度五一分二五秒九九一・七五二メートルの地点　七号
標柱七号から三〇六度〇六分五一秒一一一・八八八メートルの地点　八号
標柱八号から三五九度一七分一七秒四五一・一五五メートルの地点　九号
標柱九号から七度四八分〇二秒一二八一・五七五メートルの地点　十号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小敷谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県三原市大和町下徳良
字末貞　一一二八番四　一号
字深見　四七一番一　二号
四七三番三　三号から五号
四七三番　六号から十号
四八〇番　十一号
四八七番一　十二号
四八八番　十三号及び十四号
四九三番　十五号から十九号
字末貞　一一四〇番一　二十号から二十二号
一一三〇番一　二十三号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　井仁口川及び支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第千一号で指定した井仁口川及び支川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県山県郡安芸太田町
大字中筒賀　字井仁口　六二五番二　一号
字論田平　三八五番一　二号及び三号
大字下筒賀　字下小山　一八五番六　四号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上峠川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県山県郡北広島町移原
字横山　五九番地先道路敷　一号及び二号
字鎌掛　二九番　三号
三一番　四号
字横山　五一番一　五号、六号、十号及び十一号
字鎌掛　三九番　七号及び八号
字横山　四七番　九号
五六番　十二号
五九番　十三号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　伊勢坊谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　広島県山県郡北広島町本地字大人二一〇一番地内四等三角点天狗松を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から十五度三八分三七秒六三五・九九二メートルの地点　一号
標柱一号から一二六度八分一七秒六六・六八八メートルの地点　二号
標柱二号から一六〇度四二分五一秒一八四・三三二メートルの地点　三号
標柱三号から一九二度二分一六秒二四一・四八七メートルの地点　四号
標柱四号から二七四度五五分二三秒三一・九九八メートルの地点　五号
標柱五号から三度三五分五五秒二三四・二九三メートルの地点　六号
標柱六号から三一六度一一分一八秒一五九・六八六メートルの地点　七号
標柱七号から三四七度二五分二〇秒八〇・五五四メートルの地点　八号